

魚沼市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

(2021年度～2025年度)



目 次

I. 基本的な事項

1. 本市の概況	1
2. 人口及び産業の推移と動向	3
3. 行財政の状況	5
4. 地域の持続的発展の基本方針	8
5. 地域の持続的発展のための基本目標	8
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	9
7. 計画期間	9
8. 公共施設等総合管理計画との整合	9

II. 地域の持続的発展のために実施すべき取組に関する事項

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
2. 産業の振興	15
3. 地域における情報化	22
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	24
5. 生活環境の整備	28
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
7. 医療の確保	42
8. 教育の振興	43
9. 集落の整備	46
10. 地域文化の振興等	49
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	51
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	52

I. 基本的な事項

1. 本市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況

【自然的条件】

本市は、新潟県の南東部に位置し、南は群馬県、東は福島県と接し、東西約 37km、南北約 52km にわたり、面積は 946.76k m² と新潟県全体の約 7.5% を占める広さを有している。

西を魚沼丘陵、東を越後山脈に挟まれ、山林・原野が地域の面積の約 83% を占める山間地であり、南東側には駒ヶ岳 (2,002m)、平ヶ岳 (2,141m)、北東側には守門岳 (1,537m)、浅草岳 (1,585m) といった標高の高い山々が連なっている。そのため、地域の標高は魚野川沿いの平坦地の約 100m から 2,000m の広い範囲に及んでいる。

また、冬期には 2m もの積雪がある日本有数の豪雪地帯であることから、これらの山々に育まれた豊富な水は、鮎・ウグイ（ハヤ）・カジカなど数多くの魚が生息する魚野川、その支流である破間川（あぶるまがわ）、佐梨川、羽根川などの清流として貫流しており、耕地を潤し、また冬期間の克雪用水などに活用されている。

【歴史的条件】

本市は、平成 16 年 11 月 1 日に北魚沼郡堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村及び入広瀬村の 2 町 4 村が、これまでの広域行政の推進や広域連携を基礎として行政運営の一層の効率化と行財政基盤を強化することによって、自立した地域社会の速やかな構築と住民福祉の向上を図るために町村合併をして誕生した市である。

古くは縄文時代に古代住民が住んでいたとされる村々や三国街道の宿場町として、さらには河川交通の発展による河港として発展してきた経緯がある。

近年は、市役所本庁舎や湯之谷小学校、すもんこども園の建設、魚沼地域の医療再編に伴う魚沼市立小出病院の開院など、市民の安全安心な暮らしを守る施設整備等を行った。

【社会的条件】

本市の交通網は、鉄道においては市内を縦貫する上越線と、小出駅から会津若松駅（福島県）に至る只見線があるほか、上越新幹線浦佐駅が至近に位置している。

一方、道路は西端を国道 17 号が通過し、これに国道 252 号と 352 号が接続し、道路網の骨格を形成している。また、これらの幹線道路に接続する形で県道や市道がその機能を補完している。さらに国道 17 号にほぼ平行して関越自動車道が走り、市内には小出インターチェンジと堀之内インターチェンジを有している。

【経済的条件】

本市は、コシヒカリに代表される良質米のほか、品質、生産量ともに全国有数といわれるユリ切花の産地でもあり、これらを中心とする農業が盛んに行われてきた。

しかし、近年においては、後継者不足や担い手の高齢化によって農地の荒廃が懸念され、農業の活力の低下が課題となっている。

商業については、人口減少やインターネットによる通信販売の利用拡大などの消費行動の変化等により、かつてのまちの賑わいや活気が低下しており、魅力ある商店街の再生が求められている。

全般的には、兼業農家を主な担い手とした下請け主体の製造・加工業や土木建設業の従事者が多いが、公共事業の減少や冬期間の就労問題、不安定な就業構造など雇用環境に対する不安材料が山積している。

イ 過疎の状況

本市の人口推移を見ると、昭和35年から令和2年までの60年間に43.0%も人口が減少する中、65歳以上の高齢化率は、6.4%から37.4%にまで増加しており、確実に高齢化が進んでいる状況である。

昭和35年以降の過疎化の状況については、中山間地という地理的条件や厳しい気象条件の中にあって、高度経済成長政策による都市部への人口流出、昭和50年以降は農林業の不振や就業できる産業、雇用の場が少ないために、大学等への進学で地域を離れる若者の就職帰郷に至らない場合が多いことなどが主な要因として考えられる。

これまでの過疎対策は、良質米であるコシヒカリやユリなど農業振興のための基盤整備をはじめ、道路交通網の整備、生活環境の整備、観光産業の振興などを進めてきた。しかし、産業の振興や生活環境の整備には一定の成果を得てはいるものの、人口減少、人口流出、少子高齢化の進行に歯止めをかけることができず、農林水産業をはじめ、地域の企業や商店での後継者不足、高齢化による生産性の低下、さらに集落機能の維持に支障をきたすなど、地域社会に大きな影響を及ぼしている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

市民が安心して暮らせるよう地域の防災体制を強化し、雪や災害に強く快適な生活環境の整備を図る。

産業基盤の整備や担い手の育成の支援を行い、地域経済の活性化を図る。

豊かな自然や美しい景観など、地域の魅力発信を行い、関係人口の拡大を図るとともに、移住・定住者の増加を促進する。

生涯学び続ける仕組みを充実させ、歴史・伝統を大切にされた地域文化や芸術活動の環境整備を推進する。

子どもから高齢者まで、心身ともに健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進する。

2. 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の国勢調査人口は、令和2年時点で34,483人であり、平成17年からの15年間で人口の約20.8%にあたる、9,072人が減少している。これは平成2年から平成17年の15年間で減少率が約8.1%、3,839人の減少であったことと比べると、人口減少がさらに加速している。

年齢区分別構成では、平成17年から令和2年までの15年間で、0～14歳の年少人口が約40.7%、2,473人減少した一方で、65歳以上の老年人口は8.5%、1,009人増加するとともに、令和2年の高齢化率が37.4%に達するなど、少子高齢化もより進んでいる。

生産年齢人口の減少や若い世代の都市部への流出の増加及び高齢化率が上昇することにより、地域全体の活力低下をもたらすだけでなく、地域社会の維持が困難になるなど、将来の市民生活に広く影響を及ぼすことが懸念される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年 (1960年)	昭和50年 (1975年)		平成2年 (1990年)		平成17年 (2005年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)	
	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	60,521	48,177	-20.4	47,394	-1.6	43,555	-8.1	37,352	-14.2	34,483	-7.7
0歳～14歳	20,452	10,861	-46.9	9,405	-13.4	6,083	-35.3	4,283	-29.6	3,610	-15.7
15歳～64歳	36,215	31,904	-11.9	29,555	-7.4	25,580	-13.4	20,742	-18.9	17,816	-14.1
うち15～ 29歳(a)	13,197	10,000	-24.2	7,047	-29.5	6,103	-13.4	4,165	-31.8	3,530	-15.2
65歳以上 (b)	3,854	5,412	40.4	8,434	55.8	11,890	41.0	12,280	3.3	12,899	5.0
(a)/総数 若年者比率	21.8%	20.8%	—	14.9%	—	14.0%	—	11.2%	—	10.2%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.4%	11.2%	—	17.8%	—	27.3%	—	32.9%	—	37.4%	—

注) 総数には「年齢不詳分」を含んでいるので、年齢別の内訳の計とは一致しない

表 1-1(2) 人口の見通し

	令和 3 年 3 月末 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 42 年 (2060 年)
総人口	34,904 人	35,500 人	31,300 人	26,000 人
年少人口 (0~14 歳)	3,591 人	4,000 人	3,900 人	3,700 人
生産年齢人口 (15~64 歳)	18,273 人	17,500 人	14,600 人	12,700 人
老年人口 (65 歳以上)	13,040 人	14,000 人	12,800 人	9,600 人

注) 出典：第二次魚沼市総合計画 基本構想

注) 令和 3 年は令和 3 年 3 月末時点の住民基本台帳の数値

※参考 国立社会保障・人口問題研究所推計値

	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 32 年 (2050 年)
総人口	34,483 人	31,261 人	23,306 人	18,436 人

イ 産業の推移と動向

本市においては、昭和 30 年代までは稲作を中心とした農業が基幹産業であった。その後、経済成長や産業構造の変化に見られる社会情勢の変化などに伴い、第 1 次産業の比率の減少が続く一方で、製造業、建設業、サービス業などの第 2 次・第 3 次産業が発展してきた。特に第 3 次産業の就業人口比率は令和 2 年の国勢調査でも 55.8%であり、昭和 35 年以降増加が続いている。

今後も、高齢化、担い手及び後継者不足等の要因により、第 1 次産業の就業人口比率は減少が続くと推測されるとともに、第 1 次産業及び第 2 次産業から第 3 次産業への移行が続くものと考えられる。

表 1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年 (1960 年)	昭和 50 年 (1975 年)		平成 2 年 (1990 年)		平成 17 年 (2005 年)		平成 27 年 (2015 年)		令和 2 年 (2020 年)	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 31,545	人 26,209	% -16.9	人 25,201	% -3.8	人 22,740	% -9.8	人 19,187	% -15.6	人 17,946	% -6.5
第 1 次産業 就業人口比率	% 55.4	% 32.4	-	% 12.9	-	% 11.3	-	% 9.4	-	% 8.9	-
第 2 次産業 就業人口比率	% 21.7	% 31.4	-	% 44.7	-	% 37.9	-	% 33.4	-	% 32.0	-
第 3 次産業 就業人口比率	% 22.9	% 36.2	-	% 42.4	-	% 50.4	-	% 55.7	-	% 55.8	-

注) 平成 17 年以降の就業人口比率の合計が 100%にならないのは「分類不能者」がいるため。

3. 行財政の状況

ア 行政の状況と動向

本市の行政運営においては、平成16年の町村合併以降、継続的に行政改革を進める中で、組織のスリム化や事務事業の見直しを行うことにより、効率的かつ効果的な行政運営を進めてきた。しかしながら、過疎対策の面からみると、現在の人口減少と少子高齢化の新たな局面に対しては大きな効果があったとは言えず、このままの現状が継続した場合、地域経済の低迷やまちの活力低下のみならず、将来の市民生活及び行政運営全体にも深刻な支障が生じる恐れがある。

今後の人口減少や少子高齢化、社会情勢の変化などに伴う市民ニーズの多様化が進む中においても、将来にわたって安定的な行政サービスを提供していくためには、より効果的な行政運営を進めていく必要がある。また、事務の効率化、職員の意識改革及び能力向上に努め、持続的に発展するまちづくりを進める必要がある。

イ 財政の状況と動向

本市の財政は、継続して取り組んできた行財政改革の結果、実質公債費比率や将来負担比率といった財政指標は改善され、健全化が図られている一方で、速いペースで進行する人口減少は、地域経済の縮小による市税の減収につながり、自主財源の確保に懸念がある。

また、依然として多くの公共施設を有しており、それらを維持していくための多額の経費が大きな財政負担となっている。このため、公共施設整備等基金や交付税措置の有利な市債を活用して、施設の集約化や複合化、役目を終えた施設の解体を行うことで財政負担の平準化を進めることが重要である。

限られた財源を有効に活用するために、行政評価による事務事業の見直しを常に行うとともに、重点施策に対して積極的に投資を行うなど、効果的かつ効率的で、将来にわたり持続可能な財政運営を進める必要がある。

表 1-2(1) 市財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	28,393,346	29,967,328	31,224,710
一般財源	20,488,416	21,426,772	18,437,826
国庫支出金	3,511,562	2,147,362	1,942,377
県支出金	1,403,997	1,444,912	1,389,478
地方債	2,670,900	4,109,000	5,009,300
うち過疎対策事業債	137,300	402,100	1,215,900
その他	318,471	839,282	4,445,729
歳出総額 B	27,427,616	27,662,004	30,446,026
義務的経費	10,289,583	9,630,768	9,253,296
投資的経費	4,986,899	4,399,300	5,962,881
うち普通建設事業	4,967,043	4,399,300	5,809,928
その他	12,151,134	13,631,936	15,229,849
過疎対策事業費	2,590,540	8,074,836	2,999,598
歳入歳出差引額 C (A-B)	965,730	2,305,324	778,684
翌年度へ繰越すべき財源 D	172,514	144,832	154,667
実質収支 C-D	793,216	2,160,492	624,017
財政力指数	0.32	0.30	0.29
公債費負担比率 (%)	17.5	15.0	17.0
実質公債費比率 (%)	16.9	9.0	7.1
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	88.0	83.5	88.9
将来負担比率 (%)	84.2	36.3	34.0
地方債現在高	31,787,460	30,880,606	33,576,386

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道			
改 良 率 (%)	41.4	39.46	42.01
舗 装 率 (%)	53.8	59.59	61.68
農 道			
延 長 (m)	-	186,566	189,904
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	52.0	-	-
林 道			
延 長 (m)	186,535	194,051	196,025
林野 1ha 当たり林道延長(m)	4.4	-	-
水 道 普 及 率 (%)	98.87	99.51	99.59
水 洗 化 率 (%)	91.6	92.9	98.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.2	2.1	3.8

4. 地域の持続的発展の基本方針

これまでの本市における過疎対策の取組においては、国の「過疎地域自立促進特別措置法」に基づいて策定した「魚沼市過疎地域自立促進計画」に基づき、産業の振興、交通・通信体系や生活環境の整備、福祉・保健・医療の充実等の諸施策が講じられてきたものの、人口減少、人口流出に歯止めがかからず、過疎化と少子高齢化が同時進行している。

このような状況の中で、本市における持続的な発展のためには、これまで取り組んできた過疎対策の成果を基に、更なる人口減少に歯止めをかける戦略と、人口減少に即した戦略を並行して進めるとともに、「新潟県過疎地域持続的発展方針」と調和を図りながら、地域に仕事をつくり、雇用を創出するための施策に取り組むほか、魅力ある地域資源を積極的に活用した産業の推進、著しい少子化を克服するため、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援等を進める必要がある。

また、高齢化・人口減少が進む中でも、地域で育つ若い世代が、本市で夢の実現が叶う魅力ある地域づくり、市民誰もが元気で生きがいをもって安心して暮らし、愛着と誇りをもてる、将来に向けたまちづくりを、建物や道路などのハード面と具体的な取組等のソフト面の両面で、市民と行政が一体となって取り組んでいく必要がある。

これらを実現するため、本市の総合計画後期基本計画と整合を図った上で、次の8項目を本地域の持続的発展に関する基本方針とする。

【基本方針】（※第二次魚沼市総合計画後期基本計画より抜粋）

- ① ブランド力の向上
- ② 魚沼の魅力発信
- ③ 郷土愛の醸成
- ④ 地域人財の育成
- ⑤ 地域コミュニティ基盤の強化・充実
- ⑥ 防災体制の強化
- ⑦ 福祉の充実
- ⑧ 公共交通網の維持・確保

5. 地域の持続的発展のための基本目標

項目	現 状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
市総人口	34,904人 (令和3年3月末住基情報)	35,500人 (第二次魚沼市総合計画における目標人口)
社会増減数 (転入者数 - 転出者数)	▲ 271人/年	▲ 154人/年

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

目標に関する評価については、毎年度実施している市総合計画に関する施策評価等と併せて行い、結果を市民へ公表する。

7. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

「魚沼市公共施設等総合管理計画」は、本市において厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえて、市内全体の公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画である。

本計画を進めるにあたっては、平成27年度に策定（令和6年3月一部改訂）した「魚沼市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本方針等と整合を図り、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるものとする。

以下、「魚沼市公共施設等総合管理計画」基本方針（抜粋）

① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

魚沼市総合計画の目指すまちづくりを見据え、都市計画マスタープランや各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりのために拠点化を図り、今後も住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。また、国県・近隣自治体と相互に連携を図り、広域的な視点でまちづくりに取り組みます。

② 施設保有量の最適化

全市的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低い老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

③ 計画保全による長寿命化

今後も継続して使用する公共施設等については、これまでの不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

④ 市民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、脱炭素化、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した有効活用を行います。

⑤ 民間活力を活かした取組の推進

「民間でできることは民間で」という考えのもと、民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながら計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

Ⅱ. 地域の持続的発展のために実施すべき取組に関する事項

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

少子化や転出により年々人口は減少しており、転出者の多くは大学などへの進学や市外への就職によるもので、進学や就職等による人口流出を抑えるのは難しい状況である。また、移住者を受け入れる住居の不足などの課題もある。

高齢化率及び高齢者のみの世帯の割合が高い集落では、担い手不足により地域活動の現状維持が難しい状況に直面しているところもある。これらの解消に向け、学生や若者等の関係人口の増加及び移住定住施策を促進し、地域の担い手確保を図るなど、移住・定住に向けた取組を行う必要がある。

イ 地域間交流の促進

過疎化が進む中で、地域の活性化を図ることが重要であり、移住・定住人口の増加につながる取組を強化するとともに、友好都市や首都圏の都市との交流を深め、交流人口や関係人口の拡大に継続して取り組む必要がある。

ウ 人材育成

人口減少や高齢化による担い手不足の深刻化、コミュニティ意識の希薄化などにより、集落機能が低下し、地域の衰退が懸念されている。地域の活性化のために、地域を支える人材の育成を進める必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

- 若者等の就職及び定住促進のため、市内企業に就職した人に対し、奨学金の返還の助成や奨励金の交付などの支援に取り組む。
- 空き家を有効活用するため、空き家バンク制度の周知を図り、住環境の整備とともに、移住者の受入体制の環境整備を推進する。
- 首都圏の移住・定住のニーズを捉えて、これに関心のある人に対し田舎暮らし体験を提供する。
- 職業体験や農林業・伝承技能などの仕事に携わりながら魚沼での暮らしを体感して、地域住民や仕事関係者と交流することにより、観光交流とは異なる濃密な人間関係を構築し、将来的に移住・定住を視野に入れた関係人口の増加を図る。

イ 地域間交流の促進

- 自然豊かな地域資源を有効活用して、観光・体験交流等のイベントを行い、積極的な情報発信や受入体制の整備に努める。

○ 大学等と連携して、都市部の大学生の視点を取り入れた地域の魅力を発信し、地域の活性化につなげる。

ウ 人材育成

- 本市の将来を考える若者が活動する組織を支援し、地域の活性化につなげる。
- 地域おこし協力隊の継続的な配置を行いつつ、任期終了後における本市への定住を促進しながら、新たな地域の担い手の確保につなげるとともに、人材の育成を図る。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
転入時のアンケート把握による移住者の数 (転入者の内数)	286 人/年	300 人/年
空き家バンクの登録件数 (H28~R7 累計)	24 件	40 件
市民提案型事業の件数 (R3~R7 累計)	3 件	23 件
地域おこし協力隊の受入者数 (H28~R7 累計)	15 人	29 人

(3) 計画

事業計画 (令和 3 年度~令和 7 年度)

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	移住定住促進事業 内 容：移住定住者に補助金などで支援し、移住体 験お試し住宅の運営や移住イベントへの参 加に取り組み、情報提供を行う。 必要性：過疎化による人口減少の進行が著しいこと から、人口減少を抑制するため。 効 果：本市での生活体験により、関係人口の増加 や住宅補助等の支援により移住・定住に導 き、人口減少の抑制及び地域の活性化につな がる。	市	

		<p>田舎暮らし体験事業</p> <p>内 容：稲作を中心とした農業、雪体験など四季それぞれの田舎生活、地域の歴史探訪や集落行事等を実際に体験することで、移住を検討する際の素材提供を行う。</p> <p>必要性：関係人口の増加、移住定住を促進するため。</p> <p>効 果：移住検討者の移住行動促進・支援につながる。</p> <p>受入れ地域は移住者の受入れに対する機運の醸成、他集落への活動事例となる。</p>	市	
	地域間交流	<p>地域交流推進事業</p> <p>内 容：友好関係にある首都圏の各種団体との交流事業を実施する。</p> <p>必要性：関係人口の増加、移住定住を促進するため。</p> <p>効 果：交流人口と関係人口の増加により活力ある地域づくりにつながる。</p>	市	
		<p>農村文化創生事業</p> <p>内 容：包括連携協定を締結している大学等と連携し、地域の魅力を発見する調査研究事業を実施する。</p> <p>必要性：交流人口の増加、地域の魅力発見のため。また、大学等、外部組織と連携して取り組む必要があるため。</p> <p>効 果：調査研究事業を通じた交流人口の増加、地域の魅力の発見と発信につながる。</p>	市	
		<p>地域活動活性化事業</p> <p>内 容：地域の課題解決や活力ある地域を実現する事業の立ち上げに要する経費に対して、交付金を支給する。</p> <p>必要性：行政では実施することが難しい取組に対して、きめ細かな支援を実施するため。</p> <p>効 果：市民自らが企画する事業を支援することにより、市民参画によるまちづくりの推進につながる。</p>	市	

	人材育成	<p>地域おこし協力隊受入事業</p> <p>内 容：首都圏等から地域おこし協力隊を受け入れ、地域への定住・定着を図り地域力を高める。</p> <p>必要性：高齢化等により地域活動が停滞した地域において、協力隊等の外部人材を受け入れ、地域を活性化するため。</p> <p>効 果：隊員から地域の魅力を発信するとともに、地域内で活動を行うことで住民同士のつながりや地域外との交流が増え、地域の活性化につながる。</p>	市	
		<p>うおぬま未来人材育成事業</p> <p>内 容：市内の若者で構成される「うおぬま若者会議」の活動を支援する。</p> <p>必要性：若者の思いを活かした地域づくりを推進し、地域の活性化につなげるため。</p> <p>効 果：若者同士のネットワーク化が進むとともに、地域づくりの担い手の育成及び地域の活性化につながる。</p>	市	

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

中山間地域である本市において、多面的機能を確保するためには、担い手の育成等による農業生産の維持を通じた耕作放棄地の発生を防止するとともに、農家所得の向上により農業に魅力を与えることが不可欠である。しかし、近年、過疎化や高齢化の進行のほか、食の多様化による米離れの進行は（主食用米作付け面積 令和3年度:2,223.17ha ← 令和2年度:2,409.00ha）、水稻単作経営が多い本市の農業生産に大きな影響を与えている。また、魚沼産コシヒカリをはじめ、ブランド化された農産物等が多い半面（令和2年度魚沼市ブランド推奨品数 57品）、商品自体の魅力発信力が弱く、情報発信の方法等に課題を有している。

今後は、持続可能な社会を実現するため、農業分野においても環境負荷の低減に向けて社会貢献を進める必要があることから、既存の地域バイオマス施設で製造された有機肥料の活用促進策が課題となっている。

持続可能で力強い農業経営を構築するためには、規模拡大や生産コストの低減などにより所得向上及び経営の安定化を図ることが不可欠である。しかしながら、市内には依然として近年の機械の大型化に対応できない狭小区画のほ場や農道、土水路などが多く残っているほか、農業水利施設の老朽化により維持管理負担の増加傾向が見られるなど、生産基盤の整備と生産性の向上を図る必要がある（県全体水田整備率 64.1%）。

イ 林業

本市面積のおよそ83%を林野が占め、豊かな森林資源を有するものの、林業従事者の減少と市産材需要の低迷により森林・里山の荒廃が進んでいることから、森林資源循環の観点からも市産材需要の拡大と担い手確保に向けた取組が求められている。また、林業生産のインフラ基盤である林道では、車両走行が困難な箇所や未舗装部（舗装済 62.85%）が多く、木材の搬出に支障をきたしている状況が見られる。

ウ 商工業

本市の製造業の多くは、下請による加工・組立てが中心であり、景気の動向に左右される不安定な経営を余儀なくされている。このため、新製品の開発や生産性の向上などにより競争力を強化し、より強い産業構造をめざす必要がある。

また、過疎化や高齢化の進行によって、後継者不足が深刻な問題となっており、販売体制の脆弱さなど、販売業を取り巻く環境には多くの課題がある。

本市の商業は、後継者不足、空き店舗の増加、市民の購買行動の他商圏への流出など問題が顕在化しており、商店街の活性化が課題となっている。

情報サービス業等が立地する環境として、情報通信網の脆弱さや地域内 IT 人材の育成・確保が課題となっている。

エ 観光

本市の観光入込客数は、年間 150 万人ほどであり、近隣自治体と比較しても少ない状況である（十日町市：220 万人、南魚沼市：380 万人）。その主な要因は、観光資源が持つ魅力を存分に引き出して誘客へ結びつけるための宣伝活動が不足していることが挙げられるほか、観光施設等の老朽化なども課題となっている。

(2) その対策

ア 農業

- 安定した農業生産の継続に向けて、新規就農者に対する支援のほか、担い手の育成を支援する。
- 魚沼産コシヒカリの品質向上によるブランド価値の維持・向上と米価の下落防止に向けて、米需給調整の取組を支援するとともに、コシヒカリ、ユリに次ぐ魚沼市ブランド産品の支援と併せて情報発信力の強化により販路拡大をめざす。
- 環境負荷の低減と循環型農業をより推進するため、地域バイオマス施設の改修を行い、施設で製造された有機堆肥の利用を促進しながら、安全・安心な農産物の生産に取り組む。
- ほ場の大区画化のほか、農業水利施設の改修・長寿命化等の事業を契機とした担い手農家への農地集積・集約を進めながら、生産性の向上と担い手の育成を図ることにより、力強い農業経営の構築と地域農業の活性化を推進する。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
市内直売所年間販売額	222,954 千円	220,000 千円

イ 林業

- 林業生産のインフラ基盤である林道のアスファルト舗装化及び改良工事の実施により、地元産木材の生産コスト縮減を図る。
- 森林組合等の林業事業者への支援による安定供給体制の整備を図るとともに、製材・工務店等の木材関係事業者への支援や低質材の有効活用により市産材の需要拡大を図る。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
森林資源の利用量	2,189t	3,800t

ウ 商工業

- 地域の豊富な食材、雪や水などの資源の活用を推進するとともに、新製品の開発や新技術の確立、新分野への進出や新産業の創出及び雪冷熱の活用促進を図る製造業等の取組を支援する。
- 起業や新分野進出にチャレンジしやすい環境を整備するため、相談窓口や各種支援策の充実を図る。
- 農産物の品質向上を進めながら、農商工連携やブランド化をめざした商品開発や販売活動を支援し、販売体制の強化を図るとともに、貸オフィス等の整備により、企業・店舗の立地の促進を図る。
- 魅力ある小売店の連携による商店街の活性化をめざして、市内で一体となった販売促進活動の展開を進めるとともに、障害者、高齢者などに優しいサービスの提供や、販売拠点の整備などの地域に密着した取組の展開により、市内の商業振興を図る。
- 雇用の拡大に向けて、地域の特性を活かすことのできる優良企業の立地基盤を整備し、新潟県や関係団体と連携しながら戦略的な企業誘致活動に取り組むとともに企業の本社機能の移転・招致をめざす。
- 企業立地等に対しては、税制面のほか、補助金の優遇措置により積極的に支援する。
- 情報通信網の整備などを通じて情報サービス業等の立地環境を整えるとともに、専門的技術を有する人材の育成・確保に向けた取組を支援する。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
製造品出荷額等 (製造業)	(H30 年度) 52,280 百万円	55,184 百万円

エ 観光

- 魚沼市観光協会が行う誘客宣伝の取組を支援しながら、豊かな自然環境等を活かした着地型商品の開発を進めるとともに、観光PRの促進と誘客受入体制の強化を図る。
- 誘客イベントや祭りなどに対する支援を通じて、雪国の伝統文化の継承とそれを活かした誘客を進め、地域経済の活性化と関係人口の増加を図る。
- 観光施設の老朽化対策として、改修工事等を実施し、施設の長寿命化を図る。
- 四季を通じた体験型観光や友好都市等との交流事業の取組を進めるとともに、小学校等の教育旅行の受入体制の強化を図る。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
観光客の入込数	898,144 人/年	1,750,000 人/年
体験受入れ児童数	635 人/年	11,000 人/年

オ その他

- 新潟県や他の市町村との連携により、地域の特性や地域の有する様々な資源を最大限に活用し、地域経済の活力の源泉となる産業の育成に向けた施策を実施する。
- 新潟県や他の市町村との連携により、豊かな地域資源を活用した新産業の創出に加え既存産業の強化を進め、人材の育成・確保により地域産業の活性化を図る。
- 貸オフィスの整備・運営等により、産業の種別を問わず、総務部門や研究部門など、企業の一部機能の移転やテレワークを含めた企業誘致を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	経営体育成基盤整備事業	新潟県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業	新潟県	
		かんがい排水事業	新潟県	
	林 業	林道整備事業	市	
	(3)経営近代化 施設 農 業	地域バイオマス施設整備事業	市	
	(4)地場産業の 振興 流通販売施設	地場産業振興施設整備事業	市	
	(5)企業誘致	水の郷工業団地造成事業	市	
		コワーキングスペース整備事業	市	
		公共施設再利用促進事業	市	
	(8)情報通信産 業	情報通信基盤整備事業（産業促進事項）	市	情報サービ ス業等
(9)観光又はレ クリエーショ ン	観光施設等整備事業	市		

(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	生産調整対策事業 内 容：魚沼市農業再生協議会が行う魚沼市米需給調整新独自支援制度を支援する。 必要性：魚沼産コシヒカリの米価下落の抑制、品質向上、生産性向上を目的として、作期分散が可能で、適期収穫が見込まれる銘柄誘導等を支援するため。 効 果：コシヒカリ作付け面積の75%を占める農業者からの加入増加	市	
	農業者育成支援事業 内 容：人・農地プランに位置づけられた地域の中心経営体を実施した国県補助事業に対する上乘せ支援と、H29年度に廃止された米の直接支払制度による担い手農家の所得減少を緩和するための地代負担に対する助成、農業用機械に対する助成を行う。 必要性：担い手が継続して営農活動をするため。 効 果：複合的な支援により、地域農業の担い手としての役割を果たし、農業経営の改善・安定が図られる。	市	
	新規就農者援助事業 内 容：新規就農者に対する営農活動及び家賃等に係る費用を支援する。 必要性：新たな担い手の確保と育成、遊休農地の拡大防止のため。 効 果：就農者の定着につながる。	市	
	農産物ブランド力強化事業（産業促進事項） 内 容：豊かな自然、歴史・文化等地域の特性をいかして生産又は加工されたものの中から特に優れた市産品を魚沼市ブランドとして認定する。 必要性：農林水産業等の生産者の意欲を高め、地域経済を活性化するため。 効 果：ブランドを活用した売上げの向上により生産者等の所得の向上につながる。	市	農林水産物 等販売業

	<p>商工業・6次産業化</p>	<p>地域産業活性化事業（産業促進事項）</p> <p>内 容：新規市場の創出や新たな事業展開に取り組む事業者を補助する。</p> <p>必要性：競争力を強化することにより地域経済を活性化するため。</p> <p>効 果：地場企業の競争力が強化されることで、企業が持続的に発展し、雇用の増大や人口増加につながる。</p>	市	製造業
	観 光	<p>誘客宣伝事業費補助金（産業促進事項）</p> <p>内 容：（一社）魚沼市観光協会が実施する観光振興に資する事業に補助金を交付する。</p> <p>必要性：地域資源のPR力を高め、観光誘客を促進するとともに、観光客の受入体制を整備するため。</p> <p>効 果：交流人口の拡大や地域経済の活性化、地域人材の育成につながる。</p>	市	旅館業
		<p>誘客イベント・祭り補助金</p> <p>内 容：観光振興と地域活性化のため市内で開催される観光イベント等に対し、イベント主催者に補助金を交付する。</p> <p>必要性：観光誘客を促進するため。</p> <p>効 果：イベントPRによるシティープロモーションの推進や、イベント自体での域内消費の拡大、周辺観光を通じた地域経済の活性化につながる。</p>	市	
		<p>食のまちづくり推進事業補助金</p> <p>内 容：本市の食の魅力発信のため開催されるイベント等に対し、主催者に補助金を交付する。</p> <p>必要性：市民の健康で心豊かな食生活の実現と、産業の活力を向上させるため。</p> <p>効 果：「食」をキーワードにイベントを展開し、市民の健康増進、産業の振興及び地域の活性化が図られる。</p>	市	

		<p>関越自動車道インターチェンジ名称変更事業負担金</p> <p>内 容：関越自動車道の小出及び堀之内の両インターチェンジの名称変更を行う際に東日本高速道路㈱新潟支社へ事業費負担金として支出する。</p> <p>必要性：来訪者へ本市への案内を容易にするため。</p> <p>効 果：インターチェンジ名称に市の名称が入ることにより、来訪者への案内が容易になり、観光誘客の増加につながる。</p>	市	
--	--	---	---	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
魚沼市全域	製造業、情報サービス等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業系施設に関する計画では、物産施設や貸オフィスに関する直接の記述はないものの、全体計画として施設の集約化を進めることとしており、旧庁舎を利用した施設の集約は整合がとれている。

大規模なホール・集会施設については、管理コストが高額となる傾向があるほか施設機能が他の公共施設と類似・重複している可能性もあることから、施設機能を精査した上で、集約化・複合化とともに、観光PRやイベント開催場所としての活用を検討する。

3. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信基盤の整備については、地域間の情報格差解消に向けたテレビやコミュニティFM放送の難視聴対策とともに、施設の老朽化対策が課題となっている。

情報通信基盤の活用については、近年急速にスマートフォンやパソコンを保有している世帯が増加したため、これらを用いた豊富なデータの活用により、社会課題の解決や利便性・生産性の向上につなげていく必要がある。

屋外における情報伝達の主要設備である防災行政無線については、音声未達地域及び難聴取地域が存在しており、緊急時における市民等への情報提供が不十分であることから、解消に向けた整備が必要である。

また、初期に導入した防災行政無線の設備が老朽化していることから、設備の更新や新たな情報伝達手段の導入等を進める必要がある。

(2) その対策

○ 情報通信基盤の整備については、コミュニティFM放送の聴取可能世帯の割合が100%となるよう難聴取対策施設を整備する。また、ケーブルテレビやテレビ共同受信施設の整備及び改修を行う。

○ 情報通信基盤の活用については、地域社会においてデジタル化によるメリットを市民等が享受できるよう、公共施設等に超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備を整備する。

○ 社会課題の解決や利便性・生産性の向上につながるよう、デジタル技術を活用したサービスの高度化を図る。

○ 防災行政無線の音声未達地域及び難聴取地域に対し、計画的に屋外拡声子局を増設するとともに、老朽化した設備の更新を進める。

○ 今後の情報伝達施設の整備方針を検討するため、協議会等を開催する。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
コミュニティFM放送の聴取可能世帯の割合	98%	100%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設	ケーブルテレビ改修事業	市	
	防災行政用無線施設	防災行政無線等整備事業	市	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ難視聴地域解消事業	市	
	ブロードバンド施設	情報通信基盤施設整備事業	市	
		総合行政システム等管理事業	市	
	その他の情報化のための施設	コミュニティFM難聴取対策事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	テレビ難視聴地域解消事業 内 容：テレビ共同受信組合のアンテナ等の改修に係る経費を補助する。 必要性：テレビ難視聴地域を解消するため。 効 果：他の地域と同様にテレビ放送を受信することができる。	市	

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設の整備

上越新幹線、関越自動車道などの高速交通ネットワークが整備され、首都圏や県内外の主要都市との移動所用時間が大幅に短縮されている。

市内の道路交通ネットワークは、国道5路線、主要地方道8路線、一般県道45路線で構成され、その骨格は国道17号、252号及び352号によって東西軸と南北軸が形成されているが、幹線道路は、南部市街地周辺部に集中しており、北部地域からの交通アクセスは悪い。

交通網は、豪雨・豪雪などによる大規模災害発生時に避難や消防・救急などの緊急車両の通行に支障をきたすことなく、円滑な移動の確保が求められており、道路機能の維持向上、橋梁長寿命化、幹線道路の複線化など道路交通ネットワークの構築を進めるとともに、全ての人が安全に移動できる、人優先の歩行空間を確保する必要がある。

本市は国内有数の豪雪地域にあって、道路の多くは冬期間に車線が減少するなど、日常生活や地域の発展に大きな影響を与えており、冬期間の安全・安心な道路交通を確保するため、除雪機械の更新及び消雪パイプをはじめとした消融雪施設の更新を計画的に進める必要がある。また、道路機械除雪オペレーターの高齢化による担い手不足や技術・技能の伝承など除雪体制の維持に課題がある。

イ 交通手段の確保

令和2年度小出市街地商業施設におけるアンケートでは、来訪時の交通手段に占める自家用車の割合が47%、乗合タクシーを含む路線バスの割合は6%であった。自家用車に依存する社会では、学生や免許返納後の高齢者など移動に困難をきたす市民が存在することから、多くの市民が利用しやすい地域公共交通網の構築を進めていくことが必要である。

さらに、自動車等運転免許証返納後の移動手段を確保するため、高齢者等が安心して暮らせる持続可能で利用しやすい地域公共交通網の構築を進める必要がある。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

○ 地域の発展及び産業の振興のため、道路利用者の安全・安心を確保し、かつ利便性の高い道路交通ネットワークの強化に努めるとともに、災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通ネットワークの形成を効果的に進める。

○ 地域の実情に即した道路機能の向上を図るとともに、高齢者や障害のある人が安全に移動できる生活道路を整備するため、ユニバーサルデザイン化を促進する。

○ 施設の老朽化の状況や維持管理コストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理を行うとともに、計画的な更新を実施する。

○ 冬期間における安全・安心な道路交通を確保するため、道路機械除雪オペレーターの

担い手の育成を支援しながら、効率的な除雪体制を整備するとともに、消融雪施設の整備や除雪計画に基づいた円滑な道路除雪に努める。

設定目標

	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
道路の整備延長	4,017m	7,500m
道路整備に対する満足度	59.6%	65%

イ 交通手段の確保

- 鉄道・路線バスを幹線として維持するために、便数の確保と安定した運行に向けて、乗り継ぎや時刻、運行ルートの見直しを進めつつ、利便性を低下させないよう他の施策と連携しながら利用促進を図る。
- 市役所本庁舎及び小出病院の近くで路線バスの乗降ができるように、運行ルート及びバス停留所の位置を見直し、公共交通利用者の利便性向上を図る。
- 本市中心部から魚沼基幹病院までの運行ルートを見直すほか、市外への移動需要に対応した運行を確保する。
- 自動車等運転免許証返納者に対するサービスの拡充を図るほか、路線バス及び地域乗合タクシー等で利用できる高齢者等割引制度の拡充を図る。
- AI デマンドやキャッシュレス化など新たなモビリティサービスの導入を促進することで、地域の移動ニーズに応じた地域交通網の最適化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	市道整備事業	市	
		消融雪施設整備事業	市	
		市道等長寿命化事業	市	
		道路機械除雪事業	市	
	橋りょう	市道整備事業	市	
		橋梁長寿命化事業	市	

(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	公共交通総合連携事業（地域公共交通協議会） 内 容：地域公共交通計画の実施及び地域の実情に 即した輸送サービスの実現に必要なとなる事 項を協議する。 必要性：地域特性に応じた生活交通網の確保・維持 を推進するため。 効 果：安心して生活できる生活基盤の構築につな がる。	市	
	公共交通総合連携事業（公共交通運行費補助金） 内 容：路線バス及び予約型乗合タクシーの確保・ 維持に必要な運行費補助金を交付する。 必要性：地域特性に応じた生活交通網の確保・維持 を推進するため。 効 果：安心して生活できる生活基盤の構築につな がる。	市	
	公共交通総合連携事業 （A I オンデマンド交通実証運行） 内 容：既存の予約型乗合タクシーに、A I 活用型オ ンデマンドタクシーを導入した実証運行を 行う。 必要性：持続可能な地域交通網の再構築を図る上で、 乗合タクシーの利便性向上を目的とした効 果・検証を行うため。 効 果：予約方法の簡便化や輸送効率の向上により、 交通サービスの高度化が期待できる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路は市民生活に直結する重要なインフラであるため、その状態を健全に保つために、定期的な点検・診断を実施する。また、予防保全型の適正な維持管理を図る上で修繕・更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの最小化に努めるとともに、道路として必要のない路線の廃止も検討していく。なお、道路の改良や新規整備を進めるにあたっては、将来の維持管理や更新のためのコストを踏まえて検討する。あわせて、冬期の交通確保に係る道路除雪作業についても費用の縮減を図る必要があることから、現状把握に努めながら、冬期道路確保路線の見直しを検討していく。

日常管理については、安全の確保とともにライフサイクルコストの縮減をめざして予防保全型の点検・診断等を行う。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映させるとともに、通常の維持管理に加え、修繕・更新を含む老朽化対策

などに活かす。

橋梁についても市民生活に直結する重要なインフラであるため、その状態を健全に保つために、定期的な点検・診断を実施する。また、長寿命化計画により、適正な維持管理を図る上で、修繕・更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの最小化に努める。なお、新規の橋梁整備については、将来の維持管理や更新のためのコストを踏まえて検討する。また、重要路線の維持管理とともに老朽化した橋梁の撤去の検討も視野に入れながら、安全確保の観点から、必要に応じて通行止めなどの措置を行う。

日常の橋梁管理を進めるにあたっては、ライフサイクルコストの縮減をめざして予防保全型の点検・診断等を行う。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映させるとともに、通常の維持管理に加え、修繕・更新・撤去を含む老朽化対策などに活かす。

当該計画における考え方は、「施設の状況や維持管理コストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新をする。」としており、本計画と整合が図られている。

5. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道施設

水道及び下水道は、人口減少による料金収入の減少と施設の老朽化が同時に進行しており、将来にわたり経営を持続させる対策が重要になるとともに、快適な生活環境を維持するために、安全・安心な供給体制を引き続き確保する必要がある。

市内における施設整備はおおむね完了しているが、新たな宅地造成に伴う施設整備は需要に応じて進める必要がある。

イ 廃棄物処理

既存のごみ処理施設（エコプラント魚沼）は、平成7年の運転開始から28年が経過し経年劣化も進んでいることから、今後も既存施設を維持したまま安定的なごみ処理を継続していくためには、通常の維持修繕だけでなく、耐用年数を迎えた各設備の更新に多額の経費を要する見込みである。

人口減少に伴い、家庭系一般廃棄物及びし尿汚泥の発生量は減少傾向にあるものの、収集区域及び箇所等は減少しないため、効率的な収集運搬及び処理が求められている。

一方、地域のごみ集積所までごみを持っていくことができない一人暮らし高齢者などの要支援者からは、ごみ出しに関する支援の相談が寄せられている。

ウ 消防・救急体制の整備

消防は、常備と非常備消防の組織体制を整えている。消防業務の拠点施設として消防庁舎の建替えが完了し、消防防災通信ネットワークの中核である通信指令施設も整備した。

設備面では消火体制を強化するため防火水槽、消防ポンプ自動車などを計画的に整備を進めてきた。

今後は、消防庁舎を適切に維持し、多様化、大規模化する災害に対応できるよう消防ポンプ自動車、はしご車など消防車両の更新を計画的に行うとともに、消防水利の充足率向上のため、防火水槽などの消防水利を増設していく必要がある。

また、地域防災力の更なる向上のため、消防団の装備を拡充させるとともに、市民、地域、消防団、各種団体及び行政の相互連携を深める必要がある。

エ 公営住宅・一般住宅

これまで公営住宅は、住宅困窮者の住宅対策として、特に子育て世帯や他県などからの移住者の受皿として機能してきた。現在では、高齢者世帯やひとり親世帯の入居希望者が多い状況にあるが、住宅によってはエレベーター設備がないことや施設の老朽具合などを理由に空室が埋まらないところもある。なお、空室管理は維持管理上の大きな負担となっており、バリアフリー化の遅れと老朽化対策の遅れは定住人口の拡大に取り組む上で課題となっている。

一般住宅については、老朽化した住宅の改修、バリアフリー化、空き家の活用などが過

疎地域における住環境整備及び定住人口の拡大に取り組む上で課題となっている。

オ 都市公園

大型遊具や体育施設等を有する都市公園の多くは、開設から30年近くが経過し、設備が老朽化していることから、修繕などの維持管理費が増加傾向にあるため、計画的に改修を進めていく必要がある。

カ 防災・防犯

平成27年の水防法の改正により最大想定降雨量の見直しが行われ、これに対応した国管理河川と県管理河川の洪水ハザードマップを整備してきたものの、県管理河川については、比較的規模の大きな河川のみを対象とした表示内容にとどまっていることから、中規模以下の河川を対象とした洪水ハザードマップの整備が必要となっている。

防犯面においては、不審者に関する情報が少なくない状況となっており、登校時は防犯ボランティア（スクールガード）が児童に付き添い安全を確保している一方、下校時は児童によって下校時間が異なる状況に加え、児童が一人で歩く区間も多くあることから、過疎化により「地域の目」が減少する中で下校時における防犯対策が急務となっている。

キ 危険施設等撤去

老朽化した公共施設等の崩壊等が懸念され、市民の安全・安心及び環境へ悪影響を及ぼす可能性があるため、老朽化施設や未利用施設の計画的な解体撤去を進める必要がある。

(2) その対策

ア 上下水道施設

○ 水道及び下水道は、人口減少に伴う料金収入の減少に加え、施設の老朽化に伴う更新投資の増大などにより、今後、経営環境が厳しくなることが見込まれることから、施設の統廃合による効率化を行いながら将来を見据えた持続可能な事業運営を図る。

○ 快適な生活環境を維持するため、施設の更新を行うとともに多発する自然災害に備えて管路等の耐震化を進めながら、安全・安心な供給体制の維持を図る。

○ 未整備地域における新たな宅地造成に合わせて、施設整備を需要に沿って行う。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
水道管の耐震化率	(R1 末) 13.2%	16%
下水道施設の統合	18 箇所	17 箇所

イ 廃棄物処理

○ 既存ごみ処理施設（エコプラント魚沼）の経年劣化に伴う設備更新経費や安定的なごみ

処理に要する維持管理経費が多額になることが見込まれることから、新たなごみ処理施設の整備に向けた準備作業を進める。

- 一部地域で行っている廃棄物の戸別収集の解消を図ることにより、収集運搬の効率化を進める。
- 高齢者等要支援者に対するごみ出し支援対策について、地域の実情に即した手段により解決を図る。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
市民一人当たりの一般廃棄物排出量	1,047g/日	990g/日
リサイクル率	18.4%	19.0%

ウ 消防・救急体制の整備

- 多種多様な災害に対応するために、消防ポンプ自動車や救急車、防火水槽など必要な装備及び消防施設を計画的に整備する。
- 消防団については、計画的に装備の拡充を進めるとともに、自主防災組織との連携を図りながら、体制の見直しを行う。

エ 公営住宅・一般住宅

- 公営住宅については、公営住宅等再編整備計画に基づき、既存住宅の統廃合を図る。特に、耐用年数を経過した公営住宅は用途廃止を行う。
- 人口の定着のため、居住誘導区域への建替移転と改修整備に取り組む。
- 一般住宅については、住宅リフォームに対する支援や耐震改修の支援を進めながら住宅の質の向上を図るとともに、住宅関連事業を中心とした地域経済の活性化及び空き家を活用した定住促進に取り組む。

オ 都市公園

- 公園の長期改修計画を策定するとともに、計画に基づいて都市公園の設備の統廃合と大規模改修を実施し、維持管理費の縮減に取り組む。

カ 防災・防犯

- 洪水災害時の逃げ遅れをなくすため、中規模以下の河川であっても洪水災害リスクの高い河川を洪水ハザードマップに追加する。
- 防犯を目的とした通学路危険箇所点検により、小学校区ごとに防犯対策が必要な場所を確認し、人通りが少ない等「地域の目」が届きにくい地点を中心に防犯カメラの設置を進める。

キ 危険施設等撤去

○ 老朽化した公共施設等については、建物等が危険な状態となる前に計画的に解体撤去を進め、良好な景観を維持するとともに、安全・安心なまちづくりを進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	上水道施設更新・統廃合事業	市	
		上水道老朽管対策事業	市	
		上水道配水管整備事業	市	
	簡易水道	簡易水道施設更新・統廃合事業	市	
		簡易水道老朽管対策事業	市	
		簡易水道配水管整備事業	市	
	(2)下水処理施 設 公共下水道	下水道処理区統合事業	市	
		下水道施設更新事業	市	
		下水道未整備区域解消事業	市	
		下水道排水管整備事業	市	
	農村集落排 水施設	農業集落排水処理区統合事業	市	
		農業集落排水施設更新事業	市	
		農業集落排水排水管整備事業	市	
	(3)廃棄物処理 施設 ごみ処理施 設	新ごみ処理施設整備事業	市	
	(5)消防施設	消防施設整備事業	市	
		消防緊急通信指令施設更新・整備事業	市	
		消防庁舎運用安全対策事業	市	

		消防庁舎上水道整備事業	市	
		消防団施設整備事業	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅等大規模改修整備事業	市	
		公営住宅建替事業	市	
	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 生活	<p>住宅リフォーム事業</p> <p>内 容：個人住宅の改修・修繕・一部増築工事の補助と居住を目的とした空き家活用工事の補助を行う。</p> <p>必要性：個人住宅の質の向上、バリアフリー化、空き家の活用による定住の促進のため。</p> <p>効 果：住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化と空き家を活用した快適な住環境の整備により、定住者の増加につながる。</p>	市	
	環 境	<p>ごみ処理事業</p> <p>内 容：廃棄物に含まれている資源化可能な物を抽出し、リサイクルする体制を整備する。また、厨芥類等の分別処理により、堆肥化や可燃性ガス等の回収を行う。</p> <p>必要性：処理量を削減し、廃棄物処理を継続・維持するため。また、廃棄物処理に伴う環境負荷を軽減するため。</p> <p>効 果：焼却処理量の減により処理費用等が削減され、廃棄物処理の継続・維持が図られる。また、燃焼ガスの排出や残渣発生量等の削減も図られ、環境負荷を軽減できる。</p>	市	

		<p>ごみ収集事業(家庭系一般廃棄物収集運搬事業)</p> <p>内 容：廃棄物回収場所のステーション化を推進し戸別収集を解消する。また、ステーションへのごみ搬入が難しい高齢者等要支援者のごみ出し支援を行う。</p> <p>必要性：廃棄物処理の継続・維持のため廃棄物収集を効率化するため。また、高齢化が進んでおり、ごみ出し支援の要望が多数寄せられているため。</p> <p>効 果：収集体制の効率化により、廃棄物処理の維持・継続を図ることができる。また、高齢者等要支援者の生活環境の改善が図られる。</p>	市	
		<p>し尿処理事業(し尿収集運搬事業)</p> <p>内 容：し尿汚泥等の再処理により、堆肥化や可燃性ガス等の回収を行う体制を整備する。</p> <p>必要性：下水道処理への負荷を軽減するため。</p> <p>効 果：処理量の減により、下水道処理への負荷が軽減する。</p>	市	
	危険施設等 撤去	<p>公共施設等解体事業</p> <p>内 容：老朽化した公共施設等を解体撤去する。</p> <p>必要性：施設の老朽化による市民の生活環境への悪影響を除去し、良好な景観を維持するため。</p> <p>効 果：景観を維持するとともに、近隣住民の安心・安全な生活につながる。</p>	市	
	防災・防犯	<p>消防団整備事業</p> <p>内 容：消防団用装備品の更新整備を行う。</p> <p>必要性：多様化する災害への対応及び消防団活動の安全確保のため。</p> <p>効 果：地域防災力を確保し、市民の安全安心につなげる。</p>	市	
		<p>洪水ハザードマップ整備事業</p> <p>内 容：中規模以下河川の洪水ハザードマップ整備を行う。</p> <p>必要性：洪水ハザードマップ未整備河川の流域住民に災害リスク等を周知し、防災意識を醸成するため。</p> <p>効 果：洪水災害時の逃げ遅れ防止につながる。</p>	市	

		<p>通学路等防犯カメラ設置事業</p> <p>内 容：通学路へ防犯カメラの設置を行う。</p> <p>必要性：過疎化で地域の見守りが減少する中であつて、通学児童の安全を確保するため。</p> <p>効 果：安心して子育てができる環境の整備につながる。</p>	市	
	(8) その他	都市公園整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 上下水道施設

水道は市民生活に直結する重要なインフラであることから、配水管を健全な状態に保つため、定期的な点検・診断を実施する。また、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を図る上で修繕・更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの最小化に努める。

水道の日常管理については、ライフサイクルコストの縮減をめざして予防保全型の点検・診断等を行うとともに、水質の安全確保に努めていく。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映させるとともに、通常の維持管理に加え修繕・更新を含む老朽化対策などに活かしながらライフラインの維持とサービスの向上に努める。

下水道についても市民生活に直結する重要なインフラであることから、排水管を健全な状態に保つため、定期的な点検・診断を実施する。また、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を図る上で修繕・更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの最小化に努める。

下水道の日常管理については、ライフサイクルコストの縮減をめざして予防保全型の点検・診断等を行う。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映させるとともに、通常の維持管理に加え・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かしながら、ライフラインの維持とサービスの向上に努める。

イ 廃棄物処理

既存ごみ処理施設（エコプラント魚沼）については、経年劣化に伴う設備更新経費や安定的なごみ処理に要する維持管理経費が多額になると見込まれることから、新たなごみ処理施設の整備に向けた準備を進めることとする。

エ 公営住宅

公営住宅の集約化は、公共施設等総合管理計画の方針と整合が図れており、また、令和5年度に策定した公営住宅等再編整備計画は、公営住宅の統廃合の進捗状況を踏まえながら、今後、必要に応じて当該計画の見直しを行う。

オ 都市公園

公園については、本来の設置目的や利用状況を確認しながら、受益者が広範囲にわたる施設は、指定管理者制度を導入するなどして管理し、受益者が特定の地区の市民に限定されている施設は、その地区に管理を委託するべく協議を行う。その他の公園についても、譲渡に向けた協議、配置の見直しや用途廃止について検討する。

キ 危険施設等撤去

公共施設等総合管理計画では、その基本方針において、「全市的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低い老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。」としており、特に危険性が危惧される施設については、十分な検討をした上で、施設総量の縮減に向けて解体撤去を進める。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

本市の合計特殊出生率は、令和元年10月1日現在、1.53で国及び県の平均数値を上回っているものの、出生数は年々減少傾向にある。

核家族化の進行や夫婦共働きなどにより、保育園等においては3歳未満児の入園希望が増加傾向にある。また、家庭環境の変化などから、子育て中の世代からは経済的支援を望む声が多いほか、医療・保健サービス等のニーズも高まっている。

また、保育園等では、保育人材の不足や施設の老朽化が問題化しつつあり、施設の再編とあわせた機能の向上を進める必要がある。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市の高齢化率は、令和3年3月末の住民基本台帳において37.4%であり、国及び県の平均を上回る速度で進行している上に、家族構成の変化により、ひとり暮らしで介護や支援を要する高齢者の増加や老老介護による負担などが、高齢者の生活の大きな不安要因となっている。

要介護認定率は19%前後と県平均を維持しているものの、継続性のある効果的な介護予防等の取組を行うことにより、将来、介護が必要な人の割合を低減させるとともに、介護が必要となった場合に備えての重度化防止や認知症対策等を行う必要もある。あわせて、介護職員の人手不足も深刻であり、人材の育成と確保をすすめるとともに、今ある資源で対応できる体制を構築していく必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者が住み慣れた地域社会における生活や社会参加の充実に向けて、就労の定着を図るとともに、高齢化や障害児支援のニーズが多様化していることから、よりきめ細かな対応が求められている。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

○ 地域における子育てに関するニーズ等を把握するとともに、保育人材の確保に向けて各種研修を実施しながら、妊娠・出産期から子育て期まで途切れのない子育て支援事業に取り組む。

○ 老朽施設の解消と運営の合理化を進めるため、民営化も検討の視野に入れながら、施設の再編とともに整備を進める。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
子育てが楽しいと感じる人の割合 (3 歳児)	82.7%	87.5%

子育て支援センターを利用している乳幼児の割合	30.0%	40%
放課後児童クラブに満足している人の割合	95.9%	98%

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 高齢者が長年培った経験や技術を活かし、地域の担い手として社会参加ができる体制を推進する。
- 介護を必要とする高齢者の増加を抑制するため、現在実施している介護予防事業の拡充及び実施会場の整備を進めるほか、限られた介護福祉サービス資源を有効活用するため、在宅医療・介護連携推進事業により、医療・介護が一体的に在宅高齢者を支援する仕組みを構築する。
- 在宅介護の継続が困難となった場合においても、住み慣れた地域で生活できるように、入居系施設の増設に向けた整備等を行う。
- 安心して介護サービスを受けることができるように、介護人材の確保と増員に向けて、介護事業者、従事者及びこれから介護職をめざす人に対する資格取得支援のほか、介護従事者の処遇改善、外国人人材の導入支援等に取り組む。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
要介護認定率	19.0%	20%未満
介護予防事業参加者の割合	(R1 年度) 6.6%	10.0%
市で実施する介護に関する研修修了者数累計	34 人	50 人

ウ 障害者福祉

- 障害者が住み慣れた地域で、自立して日常生活及び社会生活を送れるよう、相談体制などを強化するとともに、一人ひとりの特性に合った福祉サービスの提供や地域生活支援体制の充実を進める。
- 地域における障害者の自立と社会参加の充実のために、市民一人ひとりが相互に尊重し支え合い、障害のある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けたまちづくりを推進する。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
自立し安心して生活できる環境の整備施策の満足度	(R1 年度) 40.2%	50%
外出時に不都合や不安を感じている人の割合	(R1 年度) 22.4%	20%以下

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施 設 保育所等	児童福祉施設整備事業	市	
		放課後児童クラブ再編事業	市	
		私立保育園等施設整備等補助金	市	
	(3) 高齢者福祉 施設 老人ホーム	高齢者福祉施設等整備事業（入所・入居系施設）	市	
	老人福祉セ ンター	高齢者福祉施設等整備事業（老人福祉センター）	市	
	その他	高齢者福祉施設等整備事業（その他）	市	
	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 高齢者・障害 者福祉	シルバー人材センター助成事業 内 容：高齢者の希望に応じた就業又は軽易な業務 に係る就業の機会を確保し、その能力を生か した就業その他の多様な社会参加活動を支 援する。 必要性：高齢者の就業促進、活力ある地域社会づく りに寄与するため。 効 果：高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推 進を図ることができる。	市	
		老人クラブ助成事業 内 容：おおむね60歳以上の方で構成される地域の 自主的な高齢者活動グループで、会員の意見 (ニーズ)にもとづき、「生活を豊かにする楽 しい活動」や「地域を豊かにする社会活動」 など様々な活動を支援する。 必要性：高齢者の生きがいづくりや積極的な社会参加 を推進するため。 効 果：高齢者の健康づくりを進める活動及びボラ ンティア活動をはじめとした、生きがいを持 って活躍できる場を提供できる。	市	

		<p>高齢者生活支援事業</p> <p>内 容：高齢者が安心して自分らしい生活を送ることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう支援を行う。</p> <p>必要性：生活上の支援・介護支援・指導等を実施し、サービス利用者の地域における日常生活の支えとするため。</p> <p>効 果：高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができる。</p>	市	
		<p>高齢者介護支援事業</p> <p>内 容：65歳以上の要介護3以上等の在宅者へのおむつ券支給及び在宅介護者への介護手当を支給する。</p> <p>必要性：在宅介護者の経済的負担を軽減するため。</p> <p>効 果：経済的負担の軽減や介護意欲の高揚を図ることができる。</p>	市	
		<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>内 容：他者との交流が少ない高齢者を対象に、交流や趣味活動、日常動作訓練、配食などのサービスを提供する。</p> <p>必要性：閉じこもりを防止し社会参加のきっかけを作ることで介護予防を促進するため。</p> <p>効 果：他者との交流、日常動作訓練等を通じ、また、生きがい活動の機会を提供することにより、利用者の介護予防（健康の維持）に貢献できる。</p>	市	
		<p>地域支援事業</p> <p>内 容：地域での包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に提供する。</p> <p>必要性：高齢者の介護予防及び権利擁護を図る必要があるため。</p> <p>効 果：高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができる。</p>	市	

		<p>介護人材確保支援事業</p> <p>内 容：不足している介護人材の育成及び確保のための助成、支援を行う。</p> <p>必要性：不足している介護人材を確保するため。</p> <p>効 果：介護人材の増加、確保により高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを受けることができる。</p>	市	
健康づくり		<p>電話健康相談事業</p> <p>内 容：急病の対処法、家庭内の応急手当、受診目安、育児の悩み・健康相談等に本市専用のフリーダイヤルで24時間、365日対応を行う。</p> <p>必要性：急病・ケガ等に年中無休で対応でき、市民の安心につながるため。</p> <p>効 果：不要・不急の救急診療件数を減らすことができる。また、健康や子育てに関する相談もできることから、健やかで安心した暮らしにつながる。</p>	市	
その他		<p>医療費助成事業（妊産婦医療費助成事業）</p> <p>内 容：妊産婦の保険適用医療費について、自己負担金の全額を助成する。</p> <p>必要性：安心して産み育てられる環境を整えるため。</p> <p>効 果：妊産婦の経済的負担の軽減につながる。</p>	市	
		<p>医療費助成事業（子ども医療費助成事業）</p> <p>内 容：子どもの保険適用医療費について、自己負担金の全額を助成する。</p> <p>必要性：安心して産み育てられる環境を整えるため。</p> <p>効 果：子育て世帯の経済的負担の軽減につながる。</p>	市	
(9)その他		園児バス更新事業	市	
		子育ての駅施設整備等事業	市	
		社会福祉施設整備等事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 子育て環境の確保

財政健全化の観点から、公共施設等総合管理計画等に基づき、公立保育園の民営化をめざした施設の改修などについて、検討を進める必要がある。また、既存施設の有効活用とともに適正な施設規模・定員の確保に向けて、民間の力を活用した地域型保育事業の導入を支援する。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

介護を必要とする高齢者の増加を抑制するためには、生きがい活動に対する支援も大きな役割を果たすところであるが、その活動拠点となる老人福祉センターや老人憩の家が老朽化しつつあることから、施設の機能移転や改修を公共施設等総合管理計画等に基づき実施する必要がある。

また、様々な事情により、高齢者が自宅での生活が困難となった場合においても、安心して生活ができるように入居系施設の整備を進める必要がある。

ウ 障害者福祉

市が管理する障害者施設はないものの、一部事務組合や民間法人が運営する施設の中には、老朽化が進行している施設もあることから、将来的な利用ニーズや経営状況を踏まえた上で、施設の建替えや改修について、法人等との協議を基に検討する。

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

魚沼地域の医療再編により、高度・急性期医療を担う魚沼基幹病院と市民に身近な医療を行う小出病院、また、かかりつけ医としての役割をもつ診療所といった各医療施設がそれぞれの役割に応じた医療の提供を行っている。

医師及び看護師の不足状態が続き、慢性化していることから、効率的な診療に向けたネットワーク化や在宅医療と介護サービスの連携強化が必要である。また、小出病院入院棟及び市立診療所については老朽化が進んでいることから、計画的に改修を進めるとともに安心できる地域医療の提供に努めていく必要がある。

(2) その対策

○ 限られた医療資源を有効活用するため、「うおぬま・米ねっと」の加入促進を進め、医療・介護に係る情報の共有化を図る。

○ 市立医療機関については、スタッフの確保とともに、ネットワーク化をはじめとした設備の整備を進めるなど、将来にわたって持続可能な医療提供体制を整える。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
うおぬま・米ねっと加入率	32.4%	60%

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	小出病院診療設備整備事業	市	
	診療所	市立診療所施設等整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では「病院については、市民に安定した医療が提供できるように必要な機能を確保していきます。」とあり、診療所についても「地域の医療を担う施設であることから、適切に維持管理していきます。」とある。本計画でも今後必要な医療を提供する上で市立医療機関の医療体制及び施設の計画的な整備を実施し持続可能な医療提供体制を整えることとしていることから、整合が図られている。

8. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育関連施設

学校の校舎の多くは昭和40年代から50年代に建設され老朽化が進んでいるほか、グラウンドや外構、プールなども経年による劣化や損傷が進んでいることから、長寿命化計画により、計画的・効率的に老朽化対策を進める必要がある。また、ICTを活用した教育の推進に向けて、校舎内の高速通信環境や学習指導方法の多様化に対応した教育環境の整備を進める必要がある。

学校は将来を担う人づくりの中心的な役割を果たすとともに地域コミュニティの拠点でもあることから、地域に根ざし、開かれた学校づくりを推進するため、コミュニティスクールの導入を進める必要がある。

イ 社会教育施設、体育施設等

図書館や公民館などの社会教育施設や体育施設については、市内各所に分散されているほか、老朽化が進んでいることから、広域圏域での相互利用も視野に入れながら、他施設との複合化や集約化について検討するとともに、施設の再編と併せて長寿命化を進める必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

- 学校施設長寿命化計画に基づき、グラウンドや外構、プールの改修を計画的に実施し、安全で快適な学びの場の確保に向けた整備を進める。
- 校舎内の高速通信環境の拡充に加えて、情報関連機器の更新を進めながら、効果的で快適に学ぶことができる環境の整備を図るとともに、スクールバスによる安全・安心な通学手段の確保に努める。
- 地域に根ざし、開かれた学校づくりを推進するため、校舎内に地域ボランティアの活動拠点を設けるなどの施設整備を図る。

イ 社会教育施設、体育施設等

- 図書館や公民館などの社会教育施設や体育施設は、地域のコミュニティ活動の拠点としても重要な施設であることから、計画的に施設の長寿命化を見据えた改修を進めるとともに、利用者の増加をめざして、効率的・効果的な運営に向けた施設機能の拡充を図る。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
社会教育・社会体育施設の利用者数	259,218 人	400,000 人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	市内小学校校舎整備（長寿命化改修等）	市	
		市内中学校校舎整備（長寿命化改修等）	市	
		市内小学校施設整備（空調等）	市	
		市内中学校施設整備（空調等）	市	
	屋内運動場	市内小学校体育館整備（長寿命化改修等）	市	
		市内中学校体育館整備（長寿命化改修等）	市	
	屋外運動場	市内小学校グラウンド改修	市	
		市内中学校グラウンド改修	市	
	水泳プール	市内小学校プール改修	市	
	スクールバス	スクールバス更新	市	
		スクール・園児バス車庫改築	市	
	給食施設	調理場施設整備事業	市	
	その他	市内小学校老朽給水管更新	市	
		市内中学校老朽給水管更新	市	
		市内小学校構内舗装補修	市	
		市内中学校構内舗装補修	市	
		ICT 機器整備・情報教育推進事業 (特別教室棟ネットワーク、情報機器整備)	市	
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館	公民館等施設整備（長寿命化改修等）	市	
	集会施設	集会施設等整備事業	市	
	体育施設	体育施設施設整備（長寿命化改修等）	市	
	その他	生涯学習センター（仮称）整備事業	市	図書館機能含む
		宮柵二記念館整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

日常的に使用する施設である学校の安全確保と充実した学習環境の整備は、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼすため、長寿命化や大規模改修等を計画的に進める。また、多世代間の交流ができるよう、地域の中核的な施設としての機能も検討する。

社会教育施設については、老朽化の状態や将来的に適切な規模・機能を考慮した上で、複数の機能を集約した複合施設の整備を検討する。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化が進む中で、市民相互の連帯感や協調性が希薄化し、コミュニティ活動の継続が困難化しつつある。自治会への加入率は比較的高く、市民活動団体の数は増加しているものの、自治会の役員や活動の中心となるリーダーの高齢化、後継者不足の問題が生じている。

このため、自治会の活動、伝統行事、防災・減災活動、ボランティア活動など、継続的に地域活動への支援体制を充実していく必要がある。

地域の課題は地域で話し合い解決するという本来の市民主体型の地域づくりを推進しながら、広範な地域課題への対応や活力ある地域活動を進めるため、コミュニティ協議会の活動を積極的に支援していく必要がある。

深刻な人口減少・高齢化に直面しており、地域の担い手不足が懸念されることから、多くの市民がまちづくりに参画できる体制づくりが求められている。

まちづくりの主体である市民と行政が、お互いを尊重し対等な立場で意見交換を行い、市民が主体となった活動が行えるように、人的、財政的な支援を中心に、まちづくりの担い手を育成する環境づくりを進める必要がある。

また、まちづくりに関する市民ニーズの把握に努め、市民生活及びまちづくりに必要な情報をわかりやすく提供するとともに、まちづくりに関わる様々な主体が分野を超えて協働できる環境づくりに取り組む必要がある。

加えて、市民が必要な情報は自ら収集するように努め、市民と行政が情報を共有し、それぞれが情報発信することにより、多くの市民の自主的な参画を働きかけ、市民の誰でも、まちづくりに関わるができる環境を整える必要がある。特に若い人たちが、自ら、地域のことを想い、将来のことを考え、関心のもてるまちづくりを進める必要がある。

(2) その対策

○ 自治会活動等については、地域住民が安心して暮らし続けられるよう世代間を越えた市民の交流を推進し、人材の発掘と活用を図るとともに、次世代を担う人材の育成や活力ある地域づくりの活動を支援する。

○ 市民がまちづくりに参画できる体制づくりについては、地域社会の担い手として、自主的かつ自立的な活動を行う「コミュニティ」を守り育てていくとともに、まちづくり委員会をはじめとした組織が市民や他の市民活動団体、行政とのつながりを形成し、協働・連携のできるネットワーク体制づくりを進める。

○ 地域の課題解決については、住民アンケートや集落点検等の実施により、住民自らが地域課題を把握し、それを解決するための話し合いや共助事業への取組について、地域おこし協力隊や集落支援員等による人的支援等を行う。

○ 公共交通については、高齢者等が安心して暮らせる日常生活に必要な移動手段の確保を図るとともに、利用状況を把握して、さらなる利便性の向上を図る。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
コミュニティ協議会数	15 団体	18 団体

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	<p>地域活動支援事業</p> <p>内 容：嘱託員・自治会長の委嘱及び集会施設修繕等への補助金を交付する。</p> <p>必要性：行政と自治会との連絡役として嘱託員・自治会長を委嘱する。また修繕が必要な集会施設については、地域住民が集う場所であることから助成を行う必要があるため。</p> <p>効 果：行政と自治会の連携を図ることにより住民への周知や地域の状況把握がスムーズとなり、より迅速で的確な自治会対応につながる。</p>	市	
		<p>コミュニティ活動支援事業</p> <p>内 容：既存コミュニティ協議会に対して活動を支援するとともに、未組織の地域についてはコミュニティ協議会の立ち上げ支援を行う。</p> <p>必要性：少子高齢化の進行に伴い自治会単独での活動が実施できなくなる可能性もあり、コミュニティ協議会の立ち上げが必要なため。</p> <p>効 果：自治会単独では実施できない活動について、コミュニティ協議会単位で実施することで取り組むことが可能となり、地域の課題解決と活性化につながる。</p>	市	

		<p>地域との「絆」推進事業 (地域課題解決への取組、共助事業補助)</p> <p>内 容：少子高齢化の進行に伴う地域の課題を洗い出し、課題解決のための話し合いを集落支援員のサポートにより実施する。また共助事業に取り組む団体について補助金等の支援を行う。</p> <p>必要性：高齢化の進行により様々な地域の課題が発生しており、住民同士が互いに助け合いながら取り組む必要があるため。</p> <p>効 果：地域の実情を知り、話し合いにより取り組むことで、地域課題の解決と住民自らが自分の地域を何とかしようという共助の意識を高めることにつながる。</p>	市	
		<p>地域との「絆」推進事業 (地域コミュニティバスの運行支援)</p> <p>内 容：コミュニティバスの運行支援を行う。</p> <p>必要性：公共交通空白地域の移動手段の確保が必要のため。</p> <p>効 果：公共交通の空白地の交通確保につながる。</p>	市	

10. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では、郷土に伝わる伝統芸能の保存活動が行われているほか、民謡・民舞・和洋楽器の演奏など幅広い舞台文化活動や書道・絵画・写真・文芸などの創作展示も活発に行われている。

また、小出郷文化会館の活動が全国的に評価される中で「文化」が本市の活性化に大きく貢献していることから、市民を中心とした活動が継続される中で、積極的に情報発信を行いながら、文化活動に対する支援や質の高い芸術を提供する必要がある。

一方、本市には遺跡が多く存在しているものの、それらの整理や保存活動が十分に行われていないことから、今後は整理・保存・研究を進めた上で、観光資源などとしての効果的な活用策を検討する必要がある。

(2) その対策

○ 全ての世代による社会参加や生涯学習の取組を支援するとともに、学習機会の充実を図りながら、地域における指導者やリーダーとなりうる人材の発掘と育成を推進する。

○ 歴史的建造物や民俗文化財、遺跡等の調査、保存を進めるとともに、それらを積極的に活用し伝承をする。

○ 小出郷文化会館を拠点として、文化芸術活動の情報発信と質の高い芸術を提供する。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
文化的催しに対する満足度	(R1 調査) 35.8%	40%
芸術文化の事業件数	(R1 実績) 42 件	75 件
文化財を活用した講座や体験教室等の参加者数	(R1 実績) 429 人/年	500 人/年

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等	小出郷文化会館整備事業	市	
		目黒邸整備事業	市	
	地域文化振 興施設	佐藤家整備事業	市	
		文化財資料館整備等事業	市	

(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 地域文化振興	文化振興事業 内 容：市民が心豊かな生活を送るために、多様な芸術文化に触れる機会を充実させる。芸術文化を支える人材の育成と活動支援を行う。 必要性：地域の伝統芸能の継承・存続により、市民の芸術文化の振興を図る必要があるため。 効 果：芸術文化、地域、人的交流の活性化、郷土愛の醸成につながる。	市	
	文化財保護事業 内 容：市内に存在する文化財を地域資源として広く公開し、施設整備を含め、子どもたちをはじめ市民が学ぶ機会を積極的に設けるなどの有効な活用を図り、郷土の歴史・文化に関する認識を深め、市民全体で保護・継承し、発信していく意識を高める事業を行う。 必要性：文化財は市民共有の財産であり、地域の歴史として後世に伝え、保護するとともに、活用していく必要があるため。 効 果：郷土愛の醸成、U・Iターン者や観光人口の増加につながる。	市	
	埋蔵文化財調査活用事業 内 容：遺跡等の調査、研究、保存を進め、埋蔵文化財の積極的な活用を行う。 必要性：開発により破壊されてしまう遺跡を記録し、地域の歴史として後世に伝え、活用していく必要があるため。 効 果：郷土愛の醸成、U・Iターン者や観光人口の増加につながる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

文化施設は、本市がこれまで継承してきた芸術文化活動の保全に向けて、また、芸能文化の発表・提供の場として、引き続き適切な管理を行いながら維持していく必要がある。

博物館等については、貴重な収蔵物を適切に管理し、歴史・文化の継承が適切に行われるようにしていくことが重要である。その上で、観光資源等として効果的な活用を図る。

1 1. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギー普及促進の取組では、薪ストーブ・ペレットストーブなどの木質バイオマスの活用や、太陽光発電の導入が大部分を占めているが、地域の特性を活かした取組として、雪冷熱や木質バイオマスエネルギーの複合的利用などの普及を図る必要がある。また、一般住宅だけでなく、事業所における取組を支援し普及拡大を図る必要がある。

(2) その対策

- 再生可能エネルギーの普及促進においては、利用機器の対象範囲等の見直しを図るほか、地域の特性を活かした新たなエネルギーの導入促進に向けた調査・研究等を支援する。
- 事業所の取組拡大に向けて、支援内容の見直しを検討する。
- 一般住宅や事業所における省エネルギー効果（取組効果）の「見える化」を進め、広く市民の関心を高める。

設定目標

目標名	現状値（R2年度）	目標値（R7年度）
再生可能エネルギー機器設置件数	21/年	55/年

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地球温暖化対策事業 内 容：CO2削減等に向けた取組を計画的・総合的に推進し、省エネルギー、自然エネルギーの活用の普及・啓発を図る。また、関連する事業に対し支援助成を行う。 必要性：温暖化防止と異常気象変動の関連を鑑み、地球規模の取組を推進するため。 効 果：CO2削減により温暖化防止につながる。	市	
		雪冷熱利用施設導入事業 内 容：雪室等（雪冷熱を利用する貯蔵施設の雪を溜め置く設備）建設に要する経費の一部について補助金を交付する。 必要性：本市に豊富に存在する雪を資源とした雪冷熱エネルギーを活用することで、地域の特性を活かした効率的なエネルギー利用を推進するため。 効 果：低炭素・循環型社会の構築が促進される。	市	

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市の恵まれた自然環境を維持し保全するため、環境保全団体に対する活動支援や人材育成が課題となっている。

また、自然環境保全条例に基づく保全地域・保護動植物の指定と、保全するための体制づくりが必要である。

(2) その対策

- 環境保全団体に自然環境保全調査を委託するとともに、活動を支援することによって、環境保全団体の体制強化と自然環境の保全を担う人材の育成を図る。
- 保護動植物の指定対象地域等における保全事業の取組に対して、人的及び財政的な支援を行うことにより、環境保護団体の設立と人材育成を促進する。
- 保全活動に対する支援や効果的な情報発信により、市民の環境保全に関する意識の醸成を図る。

設定目標

目標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
自然環境保全条例に基づく保全地区、保護動植物の指定数 (累計)	5	7

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業 自然環境の保全及び再生	自然環境保全事業 内容：生物多様性に伴う保全事業の委託等を通じ、保全活動の支援、環境フェア等での啓発、関連団体の組織立ち上げなど、地域の環境保全団体の醸成育成を図る。 必要性：人と生物が共存し合うバランスの取れた環境保全を推進するため。 効果：良好な自然と生物の共生につながる。	市	

■事業計画一覧（令和3年度～令和7年度）
（過疎地域持続的発展特別事業 抜粋）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	移住・定住	<p>事業名：移住定住促進事業</p> <p>内 容：移住定住者に補助金などで支援し、移住体験お試し住宅の運営や移住イベントへの参加に取り組み、情報提供を行う。</p> <p>必要性：過疎化による人口減少の進行が著しいことから、人口減少を抑制するため。</p> <p>効 果：本市での生活体験により、関係人口の増加や住宅補助等の支援により移住・定住に導き、人口減少の抑制及び地域の活性化につながる。</p>	市	
		<p>事業名：田舎暮らし体験事業</p> <p>内 容：稲作を中心とした農業、雪体験など四季それぞれの田舎生活、地域の歴史探訪や集落行事等を実際に体験することで、移住を検討する際の素材提供を行う。</p> <p>必要性：関係人口の増加、移住定住を促進するため。</p> <p>効 果：移住検討者の移住行動促進・支援につながる。 受入れ地域は移住者の受入れに対する機運の醸成、他集落への活動事例となる。</p>		
	地域間交流	<p>事業名：地域交流推進事業</p> <p>内 容：友好関係にある首都圏の各種団体との交流事業を実施する。</p> <p>必要性：関係人口の増加、移住定住を促進するため。</p> <p>効 果：交流人口と関係人口の増加と活力ある地域づくりにつながる。</p>	市	

		<p>事業名：農村文化創生事業</p> <p>内 容：包括連携協定を締結している大学等と連携し、地域の魅力を発見する調査研究事業を実施する。</p> <p>必要性：交流人口の増加、地域の魅力発見のため。また、大学等、外部組織と連携して取り組む必要があるため。</p> <p>効 果：調査研究事業を通じた交流人口の増加、地域の魅力の発見と発信につながる。</p>	市	
		<p>事業名：地域活動活性化事業</p> <p>内 容：地域の課題解決や活力ある地域を実現する事業の立ち上げに要する経費に対して、交付金を支給する。</p> <p>必要性：行政では実施することが難しい取組に対して、きめ細かな支援を実施するため。</p> <p>効 果：市民自らが企画する事業を支援することにより市民参画によるまちづくりの推進につながる。</p>	市	
	人材育成	<p>事業名：地域おこし協力隊受入事業</p> <p>内 容：首都圏等から地域おこし協力隊を受け入れ、地域への定住・定着を図り地域力を高める。</p> <p>必要性：高齢化等により地域活動が停滞した地域において、協力隊等の外部人材を受け入れ、地域を活性化するため。</p> <p>効 果：隊員から地域の魅力を発信するとともに、地域内で活動を行うことで住民同士のつながりや地域外との交流が増え、地域の活性化につながる。</p>	市	
		<p>事業名：うおぬま未来人材育成事業</p> <p>内 容：市内の若者で構成される「うおぬま若者会議」の活動を支援する。</p> <p>必要性：若者の思いを活かした地域づくりを推進し、地域の活性化につなげるため。</p> <p>効 果：若者同士のネットワーク化が進むとともに、地域づくりの担い手の育成及び地域の活性化につながる。</p>	市	

(2) 産業の 振興	第1次産業	<p>事業名：生産調整対策事業</p> <p>内 容：魚沼市農業再生協議会が行う魚沼市米需給調整新独自支援制度を支援する。</p> <p>必要性：魚沼産コシヒカリの米価下落の抑制、品質向上、生産性向上を目的として、作期分散が可能で、適期収穫が見込まれる銘柄誘導等を支援するため。</p> <p>効 果：コシヒカリ作付け面積の75%を占める農業者からの加入増加</p>	市	
		<p>事業名：農業者育成支援事業</p> <p>内 容：人・農地プランに位置づけられた地域の中心経営体を実施した国県補助事業に対する上乘せ支援と、H29年度に廃止された米の直接支払制度による担い手農家の所得減少を緩和するための地代負担に対する助成、農業用機械に対する助成を行う。</p> <p>必要性：担い手が継続して営農活動をするため。</p> <p>効 果：複合的な支援により、地域農業の担い手としての役割を果たし、農業経営の改善・安定が図られる。</p>	市	
		<p>事業名：新規就農者援助事業</p> <p>内 容：新規就農者に対する営農活動及び家賃等に係る費用を支援する。</p> <p>必要性：新たな担い手の確保と育成、遊休農地の拡大防止のため。</p> <p>効 果：就農者の定着につながる。</p>	市	
		<p>事業名：農産物ブランド力強化事業（産業促進事項）</p> <p>内 容：豊かな自然、歴史・文化等地域の特性をいかして生産又は加工されたものの中から特に優れた市産品を魚沼市ブランドとして認定する。</p> <p>必要性：農林水産業等の生産者の意欲を高め、地域経済を活性化するため。</p> <p>効 果：ブランドを活用した売上げの向上により生産者等の所得の向上につながる。</p>	市	

<p>商工業・6次 産業化</p>	<p>事業名：地域産業活性化事業（産業促進事項）</p> <p>内 容：新規市場の創出や新たな事業展開に取り組む事業者を補助する。</p> <p>必要性：競争力を強化することにより地域経済を活性化するため。</p> <p>効 果：地場企業の競争力が強化されることで、企業が持続的に発展し、雇用の増大や人口増加につながる。</p>	<p>市</p>	
<p>観 光</p>	<p>事業名：誘客宣伝事業費補助金（産業促進事項）</p> <p>内 容：（一社）魚沼市観光協会が実施する観光振興に資する事業に補助金を交付する。</p> <p>必要性：地域資源のPR力を高め、観光誘客を促進するとともに、観光客の受入体制を整備するため。</p> <p>効 果：交流人口の拡大や地域経済の活性化、地域人材の育成につながる。</p>	<p>市</p>	
	<p>事業名：誘客イベント・祭り補助金</p> <p>内 容：観光振興と地域活性化のため市内で開催される観光イベント等に対し、イベント主催者に補助金を交付する。</p> <p>必要性：観光誘客を促進するため。</p> <p>効 果：イベントPRによるシティープロモーションの推進や、イベント自体での域内消費の拡大、周辺観光を通じた地域経済の活性化につながる。</p>	<p>市</p>	
	<p>事業名：食のまちづくり推進事業補助金</p> <p>内 容：本市の食の魅力発信のため開催されるイベント等に対し、主催者に補助金を交付する。</p> <p>必要性：市民の健康で心豊かな食生活の実現と、産業の活力を向上させるため。</p> <p>効 果：「食」をキーワードにイベントを展開し、市民の健康増進、産業の振興及び地域の活性化が図られる。</p>	<p>市</p>	

		<p>事業名：関越自動車道インターチェンジ名称変更事業負担金</p> <p>内 容：関越自動車道の小出及び堀之内の両インターチェンジの名称変更を行う際に東日本高速道路㈱新潟支社へ事業費負担金として支出する。</p> <p>必要性：来訪者へ本市への案内を容易にするため。</p> <p>効 果：インターチェンジ名称に市の名称が入ることにより、来訪者への案内が容易になり、観光誘客の増加につながる。</p>	市	
(3) 地域における情報化	その他	<p>事業名：テレビ難視聴地域解消事業</p> <p>内 容：テレビ共同受信組合のアンテナ等の改修に係る経費を補助する。</p> <p>必要性：テレビ難視聴地域を解消するため。</p> <p>効 果：他の地域と同様にテレビ放送を受信することができる。</p>	市	
(4) 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	<p>事業名：公共交通総合連携事業（地域公共交通協議会）</p> <p>内 容：地域公共交通計画の実施及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。</p> <p>必要性：地域特性に応じた生活交通網の確保・維持を推進するため。</p> <p>効 果：安心して生活できる生活基盤の構築につながる。</p>	市	
		<p>事業名：公共交通総合連携事業（公共交通運行費補助金）</p> <p>内 容：路線バス及び予約型乗合タクシーの確保・維持に必要な運行費補助金を交付する。</p> <p>必要性：地域特性に応じた生活交通網の確保・維持を推進するため。</p> <p>効 果：安心して生活できる生活基盤の構築につながる。</p>	市	
		<p>事業名：公共交通総合連携事業（A I オンデマンド交通実証運行）</p> <p>内 容：既存の予約型乗合タクシーに、A I 活用型オンデマンドタクシーを導入した実証運行を行う。</p> <p>必要性：持続可能な地域交通網の再構築を図る上で、乗合タクシーの利便性向上を目的とした効果・検証を行うため。</p> <p>効 果：予約方法の簡便化や輸送効率の向上により、交通サービスの高度化が期待できる。</p>	市	

(5) 生活環境の整備	生活	<p>事業名：住宅リフォーム事業</p> <p>内 容：個人住宅の改修・修繕・一部増築工事の補助と居住を目的とした空き家活用工事の補助を行う。</p> <p>必要性：個人住宅の質の向上、バリアフリー化、空き家の活用による定住の促進のため。</p> <p>効 果：住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化と空き家を活用した快適な住環境の整備により、定住者の増加につながる。</p>	市	
	環境	<p>事業名：ごみ処理事業</p> <p>内 容：廃棄物に含まれている資源化可能な物を抽出し、リサイクルする体制を整備する。また、厨芥類等の分別処理により、堆肥化や可燃性ガス等の回収を行う。</p> <p>必要性：処理量を削減し、廃棄物処理を継続・維持するため。また、廃棄物処理に伴う環境負荷を軽減するため。</p> <p>効 果：焼却処理量の減により処理費用等が削減され、廃棄物処理の継続・維持が図られる。また、燃焼ガスの排出や残渣発生量等の削減も図られ、環境負荷を軽減できる。</p>	市	
		<p>事業名：ごみ収集事業 (家庭系一般廃棄物収集運搬事業)</p> <p>内 容：廃棄物回収場所のステーション化を推進し戸別収集を解消する。また、ステーションへのごみ搬入が難しい高齢者等要支援者のごみ出し支援を行う。</p> <p>必要性：廃棄物処理の継続・維持のため廃棄物収集を効率化するため。また、高齢化が進んでおり、ごみ出し支援の要望が多数寄せられているため。</p> <p>効 果：収集体制の効率化により、廃棄物処理の維持・継続を図ることができる。また、高齢者等要支援者の生活環境の改善が図られる。</p>	市	

		<p>事業名：し尿処理事業（し尿収集運搬事業）</p> <p>内 容：し尿汚泥等の再処理により、堆肥化や可燃性ガス等の回収を行う体制を整備する。</p> <p>必要性：下水道処理への負荷を軽減するため。</p> <p>効 果：処理量の減により、下水道処理への負荷が軽減する。</p>	市	
	危険施設等 撤去	<p>事業名：公共施設等解体事業</p> <p>内 容：老朽化した公共施設等を解体撤去する。</p> <p>必要性：施設の老朽化による市民の生活環境への悪影響を除去し、良好な景観を維持するため。</p> <p>効 果：景観を維持するとともに、近隣住民の安心・安全な生活につながる。</p>	市	
	防災・防犯	<p>事業名：消防団整備事業</p> <p>内 容：消防団用装備品の更新整備を行う。</p> <p>必要性：多様化する災害への対応及び消防団活動の安全確保のため。</p> <p>効 果：地域防災力を確保し、市民の安全安心につながる。</p>	市	
		<p>事業名：洪水ハザードマップ整備事業</p> <p>内 容：中規模以下河川の洪水ハザードマップ整備を行う。</p> <p>必要性：洪水ハザードマップ未整備河川の流域住民に災害リスク等を周知し、防災意識を醸成するため。</p> <p>効 果：洪水災害時の逃げ遅れ防止につながる。</p>	市	
		<p>事業名：通学路等防犯カメラ設置事業</p> <p>内 容：通学路へ防犯カメラの設置を行う</p> <p>必要性：過疎化で地域の見守りが減少する中であって、通学児童の安全を確保するため。</p> <p>効 果：安心して子育てができる環境の整備につながる。</p>	市	

(6) 子育て 環境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	高齢者・障 害者福祉	事業名：シルバー人材センター助成事業 内 容： 高齢者の希望に応じた就業又は軽易な業務に係 る就業の機会を確保し、その能力を生かした就 業その他の多様な社会参加活動を支援する。 必要性： 高齢者の就業促進、活力ある地域社会づくりに 寄与するため。 効 果： 高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を 図ることができる。	市	
		事業名：老人クラブ助成事業 内 容： おおむね 60 歳以上の方で構成される地域の自 主的な高齢者活動グループで、会員の意見(ニ ーズ)にもとづき、「生活を豊かにする楽しい活 動」や「地域を豊かにする社会活動」など様々 な活動を支援する。 必要性： 高齢者の生きがいづくりや積極的な社会参加を 推進するため。 効 果： 高齢者の健康づくりを進める活動及びボランテ ィア活動をはじめとした、生きがいを持って活 躍できる場を提供できる。	市	
		事業名：高齢者生活支援事業 内 容： 高齢者が安心して自分らしい生活を送ることが できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活 支援サービスが切れ目なく提供されるよう支 援を行う。 必要性： 生活上の支援・介護支援・指導等を実施し、サ ービス利用者の地域における日常生活の支え とするため。 効 果： 高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を 営むことができる。	市	
		事業名：高齢者介護支援事業 内 容： 65 歳以上の要介護 3 以上等の在宅者へのおむ つ券支給及び在宅介護者への介護手当を支給す る。 必要性： 在宅介護者の経済的負担を軽減するため。 効 果： 経済的負担の軽減や介護意欲の高揚を図ること ができる。	市	

		<p>事業名：生きがい活動支援通所事業</p> <p>内 容：他者との交流が少ない高齢者を対象に、交流や趣味活動、日常動作訓練、配食などのサービスを提供する。</p> <p>必要性：閉じこもりを防止し社会参加のきっかけを作ることで介護予防を促進するため。</p> <p>効 果：他者との交流、日常動作訓練等を通じ、また、生きがい活動の機会を提供することにより、利用者の介護予防（健康の維持）に貢献できる。</p>	市	
		<p>事業名：地域支援事業</p> <p>内 容：地域での包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に提供する。</p> <p>必要性：高齢者の介護予防及び権利擁護を図る必要があるため。</p> <p>効 果：高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができる。</p>	市	
		<p>事業名：介護人材確保支援事業</p> <p>内 容：不足している介護人材の育成及び確保のための助成、支援を行う。</p> <p>必要性：不足している介護人材を確保するため。</p> <p>効 果：介護人材の増加、確保により高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを受けることができる。</p>	市	
	健康づくり	<p>事業名：電話健康相談事業</p> <p>内 容：急病の対処法、家庭内の応急手当、受診目安、育児の悩み・健康相談等に魚沼市専用のフリーダイヤルで24時間、365日対応を行う。</p> <p>必要性：急病・ケガ等に年中無休で対応できることで、市民の安心につながるため。</p> <p>効 果：不要・不急の救急診療件数を減らすことができる。また、健康や子育てに関する相談もできることから、健やかで安心した暮らしにつながる。</p>	市	

	その他	<p>事業名：医療費助成事業（妊産婦医療費助成事業）</p> <p>内 容：妊産婦の保険適用医療費について、自己負担金の全額を助成する。</p> <p>必要性：安心して産み育てられる環境を整えるため。</p> <p>効 果：妊産婦の経済的負担の軽減につながる。</p>	市	
		<p>事業名：医療費助成事業（子ども医療費助成事業）</p> <p>内 容：子どもの保険適用医療費について、自己負担金の全額を助成する。</p> <p>必要性：安心して産み育てられる環境を整えるため。</p> <p>効 果：子育て世帯の経済的負担の軽減につながる。</p>	市	
(9) 集 落 の 整備	集落整備	<p>事業名：地域活動支援事業</p> <p>内 容：嘱託員・自治会長の委嘱及び集会施設修繕等への補助金を交付する。</p> <p>必要性：行政と自治会との連絡役として嘱託員・自治会長を委嘱する。また修繕が必要な集会施設については、地域住民が集う場所であることから助成を行う必要があるため。</p> <p>効 果：行政と自治会の連携を図ることにより住民への周知や地域の状況把握がスムーズとなり、より迅速で的確な自治会対応につながる。</p>	市	
		<p>事業名：コミュニティ活動支援事業</p> <p>内 容：既存コミュニティ協議会に対して活動を支援するとともに、未組織の地域についてはコミュニティ協議会の立ち上げ支援を行う。</p> <p>必要性：少子高齢化の進行に伴い自治会単独での活動が実施できなくなる可能性もあり、コミュニティ協議会の立ち上げが必要なため。</p> <p>効 果：自治会単独では実施できない活動について、コミュニティ協議会単位で実施することで取り組むことが可能となり、地域の課題解決と活性化につながる。</p>	市	

		<p>事業名：地域との「絆」推進事業 (地域課題解決への取組、共助事業補助)</p> <p>内 容：少子高齢化の進行に伴う地域の課題を洗い出し、課題解決のための話し合いを集落支援員のサポートにより実施する。また、共助事業に取り組む団体について補助金等の支援を行う。</p> <p>必要性：高齢化の進行により様々な地域の課題が発生しており、住民同士が互いに助け合いながら取り組む必要があるため。</p> <p>効 果：地域の実情を知り、話し合いにより取り組むことで、地域課題の解決と住民自らが自分の地域を何とかしようという共助の意識を高めることにつながる。</p>	市	
		<p>事業名：地域との「絆」推進事業 (地域コミュニティバスの運行支援)</p> <p>内 容：コミュニティバスの運行支援を行う。</p> <p>必要性：公共交通空白地域の移動手段の確保が必要なため。</p> <p>効 果：公共交通の空白地の交通確保につながる。</p>	市	
(10) 地域文化の振興等	地域文化振興	<p>事業名：文化振興事業</p> <p>内 容：市民が心豊かな生活を送るために、多様な芸術文化に触れる機会を充実させる。芸術文化を支える人材の育成と活動支援を行う。</p> <p>必要性：地域の伝統芸能の継承・存続により、市民の芸術文化の振興を図る必要があるため。</p> <p>効 果：芸術文化、地域、人的交流の活性化、郷土愛の醸成につながる。</p>	市	
		<p>事業名：文化財保護事業</p> <p>内 容：市内に存在する文化財を地域資源として広く公開し、施設整備を含め、子どもたちをはじめ市民が学ぶ機会を積極的に設けるなどの有効な活用を図り、郷土の歴史・文化に関する認識を深め、市民全体で保護・継承し、発信していく意識を高める事業を行う。</p> <p>必要性：文化財は市民共有の財産であり、地域の歴史として後世に伝え、保護するとともに、活用していく必要があるため。</p> <p>効 果：郷土愛の醸成、U・Iターン者や観光人口の増加につながる。</p>	市	

		<p>事業名：埋蔵文化財調査活用事業</p> <p>内 容：遺跡等の調査、研究、保存を進め、埋蔵文化財の積極的な活用を行う。</p> <p>必要性：開発により破壊されてしまう遺跡を記録し、地域の歴史として後世に伝え、活用していく必要があるため。</p> <p>効 果：郷土愛の醸成、U・Iターン者や観光人口の増加につながる。</p>	市	
(11) 再生可能エネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー利用	<p>事業名：地球温暖化対策事業</p> <p>内 容：CO2削減等に向けた取組を計画的・総合的に推進し、省エネルギー、自然エネルギーの活用の普及・啓発を図る。また、関連する事業に対し支援助成を行う。</p> <p>必要性：温暖化防止と異常気象変動の関連を鑑み、地球規模の取組を推進するため。</p> <p>効 果：CO2削減により温暖化防止につながる。</p>	市	
		<p>事業名：雪冷熱利活用施設導入事業</p> <p>内 容：雪室等（雪冷熱を利用する貯蔵施設の雪を溜め置く設備）建設に要する経費の一部について補助金を交付する。</p> <p>必要性：本市に豊富に存在する雪を資源とした雪冷熱エネルギーを活用することで、地域の特性を活かした効率的なエネルギー利用を推進するため。</p> <p>効 果：低炭素・循環型社会の構築が促進される。</p>	市	
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	自然環境の保全及び再生	<p>事業名：自然環境保全事業</p> <p>内 容：生物多様性に伴う保全事業の委託等を通じ、保全活動の支援、環境フェア等での啓発、関連団体の組織立ち上げなど、地域の環境保全団体の醸成育成を図る。</p> <p>必要性：人と生物が共存し合うバランスの取れた環境保全を推進するため。</p> <p>効 果：良好な自然と生物の共生につながる。</p>	市	

魚沼市過疎地域持続的発展計画

令和3年12月 策定

令和5年3月 変更

令和6年3月 変更

令和6年8月 変更

魚沼市総務政策部企画政策課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

TEL : 025-792-1425

FAX : 025-792-9500

<https://www.city.uonuma.lg.jp/>

人と四季がかがやく雪のくに



令和3年12月